

ハウジングサービス利用規約

(広島データセンター)

2026 年 10 月 1 日

株式会社 エネコム

目次

第1章 総則.....	5
第1条(利用規約の適用)	5
第2条(利用規約の変更)	5
第3条(ハウジングサービスの用語の定義)	5
第2章 ハウジングサービスの種類.....	7
第4条(ハウジングサービスの種類)	7
第3章 契約.....	8
第5条(契約の単位)	8
第6条(ハウジングサービス申込みの方法)	8
第7条(ハウジングサービス申込みの承諾)	8
第8条(最低利用期間)	9
第9条(法人契約上の地位継承)	9
第10条(譲渡の禁止)	9
第11条(契約者の名称等の変更)	9
第12条(その他の契約内容の変更)	9
第13条(契約者からのハウジングサービス契約の解約)	9
第14条(当社が行うハウジングサービス契約の解除)	9
第15条(責任分界点)	10
第16条(その他の提供条件)	10
第4章 利用中止等.....	11
第17条(利用中止)	11
第18条(利用停止)	11
第5章 料金等	13
第19条(料金, 工事費及び手続き等に関する費用)	13
第20条(料金の支払い義務)	13
第21条(工事費の支払い義務)	14
第22条(手続きに関する費用の支払い義務)	14
第23条(料金の計算方法)	14
第24条(割増金)	14
第25条(遅延損害金)	14
第26条(料金等の支払い方法)	15
第27条(端数処理)	15
第28条(料金等の臨時減免)	15
第29条(消費税相当額の加算)	15
第6章 データセンターの利用	16

第30条(管理責任者)	16
第31条(データセンターへの入館対象者)	16
第32条(入館者情報の取扱い)	16
第33条(データセンターへの入館)	16
第34条(契約者の情報通信機器等)	17
第35条(契約者の情報通信機器等の撤去, 原状復旧)	18
第36条(禁止される行為)	18
第37条(契約者の義務)	19
第38条(環境の維持)	19
第39条(入館証)	20
第40条(ラック鍵及びラック扉の開閉)	20
第41条(管理者用アカウント及びパスワード)	20
第7章 損害賠償	21
第42条(責任の制限)	21
第43条(免責)	21
第8章 雑則	22
第44条(守秘義務)	22
第45条(第三者への委託)	22
第46条(個人情報の利用)	22
第47条(知的財産権の帰属)	22
第48条(言語)	23
第49条(準拠法)	23
第50条(専属管轄裁判所)	23
第51条(協議事項)	23
第9章 反社会的勢力の排除	24
第52条(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)	24
第53条(確約に反する場合の契約の解除等)	24
第10章 再生可能エネルギーオプションに関する特則	25
第54条(再生可能エネルギーオプションの位置付け)	25
第55条(利用期間等)	25
第56条(料金)	25
第57条(契約者からの解約)	25
第58条(契約年度内の解約)	25
第59条(容量変更の制限)	26
第60条(その他の提供条件)	26
料金表	27
第1表 料金	28

第2表 工事および手続きに関する費用.....	30
別 表	32
別表1 設備仕様.....	33
附 則	35

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社はこのハウジングサービス利用規約(料金表を含みます。以下「利用規約」といいます。), 法令及び当社が定める諸規則に従って, ハウジングサービスを提供します。

2 この利用規約は, 広島データセンターに適用します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は, 都合により利用規約を変更することがあります。この場合の提供条件は, 変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては, 当社の定める方法により行われ, 適切な方法によって契約者に通知されます。通知された日の翌日から7日間が経過した時, もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。

3 正当な理由なく当該変更内容の通知の到着を妨げたときは, その通知は通常到達すべきであった時に到達したものとします。

4 契約者が, 利用規約の変更の効力が生じた後に, 当該サービスを利用した場合には, 変更後の利用規約のすべての記載事項について同意したものとします。

(ハウジングサービスの用語の定義)

第3条 この利用規約において, 次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
契約者	当社とハウジングサービス契約を締結している者
ラック	契約者の情報通信機器等をデータセンター内に設置するため, 当社が所有するデータセンター内のラック設備と付帯する電源設備
ラックスペース	契約者のラック及び情報通信機器をデータセンター内に設置するため, 当社が所有するデータセンター内のスペースと付帯する電源設備。なお, 1ラックスペースは当社1ラック設備相当とする。
フルラック	EIA規格 19 インチの標準サイズのラック
ハーフラック	フルラックの 1/2 サイズのラック
クォーターラック	フルラックの 1/4 サイズのラック
ワンエイ斯拉ック	フルラックの 1/8 サイズのラック
利用者	データセンターを利用する者
管理責任者	データセンターの利用者の管理と利用運営を適正に行うために統括する者
ハウジングサービス契約	当社からハウジングサービスの提供を受けるための契約
再生可能エネルギーオプション	ハウジングサービスにおけるラックの電源を再生可能エネルギー由来の電力とするオプション

再生可能エネルギー オプション契約	当社から再生可能エネルギーオプションの提供を受けるための契約
データセンター	サーバやネットワーク接続装置等が収容された収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社が保守・管理を行っている施設

第2章 ハウジングサービスの種類

(ハウジングサービスの種類)

第4条 ハウジングサービスには次の種類があります。

種類	内容
ハウジングサービス	契約者の情報通信機器等を当社のデータセンター内に設置するため、当社がデータセンター内に所有するラック又はラックスペースと付帯する電源設備、その他附帯設備の利用を供するもの

2 前項に規定するサービスの詳細は別表1(設備仕様)および別に定める仕様書などによります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のラック及び1のラックスペースごとに1のハウジングサービス契約を締結します。

(ハウジングサービス申込みの方法)

第6条 ハウジングサービス契約の申込みをしようとする者(以下、「契約申込者」といいます。)は、この利用規約に基づき、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書(以下、「契約申込書」といいます。)を当社に提出していただきます。

- (1) 電源設備の電源種別及び電源容量(再生可能エネルギーオプションを含む。)
- (2) ハウジングサービスに関連する工事の内容
- (3) その他ハウジングサービス申込みの内容を特定するための事項

(ハウジングサービス申込みの承諾)

第7条 当社は、ハウジングサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、そのハウジングサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は契約申込者に対し、その旨を通知します。なお、下記の各号のいずれかによるものかは、当社は契約申込者に開示しないものとします。

- (1) 申込みに係るハウジングサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が運用上、又は技術上極めて困難であると当社が判断したとき。(ラック、ラックスペース、電源供給能力及び空調能力等のデータセンター設備が提供限界に達したときを含む。)
- (2) 契約申込者がハウジングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 契約申込者が第18条(利用停止)に該当するとき。
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にてハウジングサービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (6) 契約申込者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でハウジングサービスを利用するおそれがあるとき。
- (7) 契約申込者が、ハウジングサービスを利用する他の契約者に対して支障を与える態様でハウジングサービスを利用するおそれがあるとき。
- (8) 上記各号のほか、当社が、契約申込者の申込みに対して、継続的にハウジングサービスを提供することができないと判断するとき。
- (9) その他、当社が不適当と認めたとき。

- 3 当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。

(最低利用期間)

第8条 ハウジングサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、ハウジングサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にハウジングサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(法人契約上の地位継承)

第9条 相続又は法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(譲渡の禁止)

第10条 契約者は、ハウジングサービス契約に基づいてハウジングサービスを利用する権利を第三者に譲渡することはできません。

(契約者の名称等の変更)

第11条 契約者は、ハウジングサービス申込みの際に当社へ届け出た事項に変更があった場合には、その変更の内容を原則として事前に、止むを得ない場合は変更後、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(その他の契約内容の変更)

第12条 当社は、契約者から契約の変更請求があったときは、第6条(ハウジングサービス申込みの方法)の各号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の契約の変更請求があったときは、当社は、第7条(ハウジングサービス申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者からのハウジングサービス契約の解約)

第13条 契約者はハウジングサービス契約の全てもしくは一部を解約しようとするときは、解約しようとする日の1ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知いただきます。

(当社が行うハウジングサービス契約の解除)

第14条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、解除日を定め、ハウジングサービス契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当

社は契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 第18条(利用停止)の規定によりハウジングサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき。
 - (2) 当社が、第18条(利用停止)の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断したとき。
 - (3) その他ハウジングサービス契約の継続を困難にする事由が生じたとき。
- 2 当社は、前項の定めにかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して何ら催告をすることなく、書面による通知をもって直ちにハウジングサービス契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当社の契約者に対する損害賠償請求を何ら妨げず、また契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。
- (1) 銀行取引停止処分又は仮差押、差押、競売等の執行を受けたとき
 - (2) 会社更生手続もしくは民事再生手続の開始又は破産等の申し立てを受け、また自ら申し立てたとき
 - (3) 主務官庁から、自己が行う事業につき免許及び認可の取り消し又は停止処分を受けたとき
 - (4) 天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失もしくは破損して、データセンター設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき
 - (5) 利用規約の各条項に重大な違反があった場合

(責任分界点)

第15条 契約者と当社との責任分界点は、別表1(設備仕様)および別に定める仕様書などに定めるところによります。

(その他の提供条件)

第16条 ハウジングサービス契約に関するその他の提供条件については、別表1(設備仕様)および別に定める仕様書およびご利用ガイドなどに定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ハウジングサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社のデータセンター設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社と契約している電源容量を超えて電力を利用した場合などで、電源設備の安全装置が稼働し電源供給を断った場合。
 - (3) 天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失もしくは破損してハウジングサービスの提供が困難になった場合。
- 2 当社は、前項の規定によりハウジングサービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は前2項に基づくハウジングサービスの利用の中止に伴って、契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用停止)

第18条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、ハウジングサービス契約に基づくハウジングサービスの利用を何ら事前に通知及び勧告することなく停止することがあります。なお、これにより契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

- (1) 契約者がハウジングサービス契約に係る料金、割増金又は遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にてハウジングサービスを利用したとき
- (3) 契約者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でハウジングサービスを利用したとき
- (4) 契約者が、ハウジングサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でハウジングサービスを利用したとき
- (5) 契約者が、第6条(ハウジングサービス申込みの方法)で申込みをした電源設備を料金表第1表(料金)に規定する容量を超えて一定期間利用し、当社からの契約電源容量の変更催告又は電源設備の消費電力の削減催告に応じないとき
- (6) 契約者が別表1(設備仕様)に定めるラック積載可能重量を超えてラック内に情報機器等を設置したとき
- (7) 契約者が契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (8) 契約者が本利用規約の各条項に違反したとき

- (9) その他, 当社が契約者として不適当と判断したとき

第5章 料金等

(料金、工事費及び手続き等に関する費用)

第19条 当社が提供するハウジングサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するハウジングサービスの工事及び手続きに関する費用は、工事費及び手続費とし、料金表第2表(工事及び手続きに関する費用)に定めるところによります。
- 3 電力会社による電気料金の改定ならびにエネルギーや金属等の価格又は雇用条件の変化等あるいは経済情勢の変動および環境政策の変化その他の事由により、ハウジングサービスの料金、工事費及び手続費等が不相当となったときは、当社はハウジングサービス契約の期間内であっても、料金、工事費及び手続費等を変更することができるものとします。
この変更をおこなう場合は、1ヶ月以上前に契約者へ通知するものとします。

(料金の支払い義務)

第20条 契約者は、ハウジングサービス契約に基づいて、当社がハウジングサービスを提供した日から起算し、ハウジングサービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める料金を支払っていただきます。

- 2 利用の停止等により、ハウジングサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 第18条(利用停止)の規定によりハウジングサービスの利用の停止があったときは、契約者はその停止期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、ハウジングサービスを利用できなかった期間の料金の支払いを要します。

区分	支払いを要しない料金
当社の責に帰すべき事由により、ハウジングサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのハウジングサービス(そのハウジングサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。
- 4 前2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払い義務)

第21条 契約者は、ハウジングサービス申込み又は工事を要する請求をし、当社が承諾し工事が完了したときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手の前にそのハウジングサービス契約の解除又はその工事の取消し(以下、この条において「解除等」という。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を契約者に返還します。

- 2 工事の完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(手続きに関する費用の支払い義務)

第22条 契約者は、ハウジングサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用を支払っていただきます。

(料金の計算方法)

第23条 当社は、契約者がハウジングサービス契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、料金表に定める料金等のうち、月額で定める料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定めるものについては、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の場合であっても、日割りしません。
 - (1) 暦月の初日以外の日にハウジングサービスの提供の開始があったとき
 - (2) 暦月の初日以外の日にハウジングサービスの提供の解除があったとき
 - (3) 暦月の初日にハウジングサービスの提供を開始し、その日に提供の解除があったとき
 - (4) 第20条(料金の支払い義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき
- 3 2の規定による料金の日割は暦日数により行います。

(割増金)

第24条 契約者は、料金、工事および手続きに関する費用等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた(消費税相当額を加算しない額とします。)額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第25条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 10%の割合(閏年についても365日あたりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い方法)

第26条 契約者は、料金、工事および手続きに関する費用等を当社の請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関宛に支払っていただきます。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者にて負担していただきます。

(端数処理)

第27条 当社は、料金その他の金額計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

第28条 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、利用規約にかかわらず、臨時にその料金、工事費及び手続きに関する費用を減免することがあります。

(消費税相当額の加算)

第29条 第20条(料金の支払い義務)から第22条(手続きに関する費用の支払い義務)までの規定により料金表に定める料金、工事および手続きに関する費用等の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額など、契約者は該当料金に消費税額及び地方消費税額(以下、消費税相当額という。)を付して当社に支払うものとする。

第6章 データセンターの利用

(管理責任者)

第30条 契約者は、ハウジングサービスの利用にあたり、予め管理責任者を選任し、当社の定める方法により届け出るものとします。

- 2 契約者は、管理責任者が交代したときは直ちに当社の定める方法により、当社に通知するものとします。
- 3 契約者から通知が無く、当社から連絡が取れないことにより発生した損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 4 管理責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるものとともに、利用規約に基づくハウジングサービスの利用者の管理と利用運営を適正におこなうものとします。

(データセンターへの入館対象者)

第31条 管理責任者はデータセンターを利用する者(以下、「利用者」という。)を当社が指定する方法により届け出ていただきます。ただし、契約者は、あらかじめ本条第2項の取扱いについて、利用者に同意を得た上で、届け出るものとします。その場合、当社は利用者が本条第2項の取扱いについて同意したものとみなし取り扱います。

- 2 当社は、利用者の個人情報(生存する特定の個人を識別することができる情報)及び利用者がデータセンターに入室した情報(以下、「入室者情報」といいます。)を取得し、第32条(入室者情報の取扱い)第1項の定めにより、入室者情報を契約者に開示します。
- 3 当社は利用者に限りデータセンターへの入室を認めます。ただし、本条第1項の定める利用者の同意が得られていない場合は、データセンターへの入室は認めません。

(入館者情報の取扱い)

第32条 当社は、第31条(データセンターへの入館対象者)及び第33条(データセンターへの入館)により、入館者情報を当社が別に定める方法により、契約者に開示します。

- 2 契約者は、前項の規定に基づき開示された入館者情報をデータセンターの入退出管理及びそれに附随する事務の目的においてのみ利用するものとします。

(データセンターへの入館)

第33条 利用者は、次の各号のいずれかの目的があるときは、当社が別に定める手順により、データセンターへの入館を要請することができます。

- (1) 契約者の情報通信機器等の搬入又は搬出
- (2) 契約者の情報通信機器等の物理的作業の実施
- (3) 契約者の情報通信機器等の保守上必要な作業の実施
- 2 当社は、前項の要請に対して、その作業内容が、当社がハウジングサービスを提供する上で支障

になると判断した場合には、入館を許可しないことがあります。

- 3 利用者は、データセンターのうち、当社が承認した区域に限り入室することができます。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。
- 4 利用者は、契約者の所有に属さないデータセンター内の機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整又は修理等を行なってはならないものとします。また、利用者はデータセンター内のラック、壁、床又は天井等に標識、表示等を行ってはならないものとします。
- 5 利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを敷地および建物内に持ち込んで서는ならないものとします。
 - (1) 灯油、アルコール等の引火性のある可燃物
 - (2) 火薬等の爆発、発火するおそれのある爆発物
 - (3) 苛性ソーダ、硝酸、硫酸等の腐食性物質
 - (4) 毒劇物
 - (5) 法令等により所持が禁止されているもの
 - (6) その他弊社が危険を及ぼすと判断した物品
- 6 利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを、データセンター内に持ち込んで서는ならないものとします。ただし、当社は利用者の申請に基づき、当社がハウジングサービスを提供する上で支障がないと判断した場合に限り持ち込みを許可します。なお、詳細についてはご利用ガイドなどに定めるところによります。
 - (1) 情報機器類
 - (2) 無線通信機器
 - (3) 磁氣的、電氣的に情報を記録する記録媒体
 - (4) デジタルカメラ等のカメラ類、映像記録機器
 - (5) 携帯電話
 - (6) 飲食物
 - (7) その他、弊社が持ち込み制限の必要があると判断した物品
- 7 利用者は、データセンターの利用にあたり、ゴミや不要物、紙製品その他の可燃物を放置しないこととします。

(契約者の情報通信機器等)

- 第34条 契約者は、ラック内及びラックスペース内に設置した契約者のラック内に契約者の情報通信機器等を設置する場合は、契約者がその費用を負担し、契約者の責任において設置するものとします。
- 2 契約者は、情報通信機器等を設置する際には、それぞれの機器について当社に電力消費量を提示し、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔等が、メーカーの仕様及び指示に準拠し、常にこれらに従って作動するように設置するものとします。
 - 3 当社は、設置された情報通信機器等が火災等による滅失毀損、紛失、盗難などの被害に遭った

としても、当社の重大な過失でない場合、一切の責任を負いません。

(契約者の情報通信機器等の撤去、原状復旧)

第35条 契約者は、第13条(契約者からのハウジングサービス契約の解除)又は第14条(当社が行うハウジングサービス契約の解除)によりハウジングサービスが終了する場合、契約者は契約終了時まで情報通信機器等を一切撤去し、原状に復旧するものとします。なお、その撤去及び原状復旧にかかる費用の全てを契約者が負担するものとします。

また、お客さまが現実にお客さま装置を撤去又は原状復帰した日が契約終了日を超えた場合は、お客さまがデータセンターを利用したとみなして、お客さまに対してその期間に対応するサービス料金相当額の2倍の額を請求できるものとします。ただし、この場合、当社は第35条2項及び3項に定める権利を留保します。

- 2 契約者が契約終了までに前項の義務を履行しない場合、またはこれらが不完全であった場合、当社は契約者の情報通信機器等の一切を撤去、廃棄又はお客さま装置の処分により当社が対価を得た場合は、当社は、その対価をお客さまの当社の対するいかなる債務にも充当することができるものとします。また、当社にて契約者の情報通信機器等の撤去又は廃棄及び原状復旧等を行う場合、それらにかかる費用の全ては契約者が負担するものとします。
- 3 前項に基づき、当社が情報通信機器等の撤去又は廃止及び原状復旧等を行う場合、前項の通知を行わないこと、又はその他の理由により情報通信機器等に含まれる第三者の所有物を滅失又は毀損した場合であっても当社は一切の責任を負わないこととします。

(禁止される行為)

第36条 ハウジングサービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 当社が別に定める電気通信事業者以外の電気通信回線と契約者の情報通信機器等を接続すること。
 - (2) 契約者の情報通信機器等と他の契約者の情報通信機器等との間を接続すること
 - (3) 契約者のラック等に設置している情報通信機器等とこれとは異なる他のラック等に設置している情報通信機器等との間を当社が提供する方法以外で接続すること
 - (4) データセンター利用で知り得た構内レイアウト、設備、運用等に関わる情報の持ち出し
 - (5) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
 - (6) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を害する行為
 - (7) 当社もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (8) 公序良俗に反する行為
 - (9) 当社の提供する電源設備を当社が定める容量を超えて使用する行為
 - (10) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項で定める禁止事項に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、契約者の禁止行為に対して当社が負担した費用を契約者に請求することがあります。

(契約者の義務)

第37条 契約者は、機器設置に関し、安全対策工事が必要な場合においては、当社の指示により、契約者の費用負担において安全対策工事を行うものとします。

- 2 契約者は、当社が契約者に別途提示するご利用ガイドなどを遵守するものとします。
- 3 契約者は利用者にこの利用規約及び前項のご利用ガイドなどを遵守させるとともに、利用者が行う行為のすべてについて一切の責任を負うものとします。
- 4 その他、当社がデータセンターを管理運営するにあたり必要な事項について、契約者は当社の指示に従いハウジングサービスを利用するものとします。
- 5 契約者は、ハウジングサービスの利用に伴い、他の契約者を含む第三者に損害を与えた場合は、契約者は自らの責任において解決するものとします。
- 6 契約者が、ハウジングサービスの利用に伴い、他の契約者を含む第三者から損害を受けた場合及び他の契約者を含む第三者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。
- 7 契約者は、その故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

(環境の維持)

第38条 契約者は、契約者の責任において、契約者の情報通信機器等を運用するものとします。

- 2 契約者は、データセンターに発火、発煙、異常な発熱、異常な温度又は湿度の変化、その他データセンターの環境に影響を及ぼすいかなる設備等を設置してはならないものとします。
- 3 当社は、前項のデータセンターの環境に及ぼすおそれのある設備等を発見した場合、契約者に事前の通知をすることなく、その設備等を移動又は破棄できるものとします。なお、当社が移動又は破棄を行った場合、それにかかった費用は契約者の負担とします。
- 4 契約者は、契約者が設置した情報通信機器等が原因により発生した損害についての損害賠償の責任を負うものとします。
- 5 契約者は、当社のデータセンター又は契約者の情報通信機器等若しくは他の契約者の情報通信機器等にデータセンターの安全の保持の上で問題となるような異常を発見したときは、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。
- 6 当社は、当社のデータセンター及び他の契約者の安全保持のため、事前に契約者に通知のうえ、契約者が利用している情報通信機器等が設置されているラックを開閉し、契約者の情報通信機器等を調査し、又は検査することがあります。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合には、当社は事前の通知をせずに、ラックを開閉し、調査又は検査することがあります。
- 7 前項の場合、契約者は合理的な理由をなくしてこれを拒むことはできません。
- 8 当社は、データセンターに事故、異常その他の障害が発生したときは、当社の定めるところにより、速やかにその状況を契約者に通知します。ただし、軽微なものについては、この限りではありません。

(入館証)

第39条 当社は、利用者毎に、データセンターに入館するための入館証を発行します。

- 2 利用者は当社が発行した入館証の管理の責任を負うものとします。入館証を破損・紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

(ラック鍵及びラック扉の開閉)

第40条 当社が貸与するラックは、入館証で開閉します。

- 2 契約者は当社が貸与した入館証の管理の責任を負うものとします。入館証を破損・紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 契約者はラックスペースにラックを設置する場合、ラック鍵を当社に貸与頂きます。

(管理者用アカウント及びパスワード)

第41条 当社は、契約者毎に、各種情報を提供等行うためのサーバにアクセスするための管理者用アカウント及びパスワードを定め提供します。管理者用アカウント及びパスワードは契約者が指定できるものとします。

- 2 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードの管理の責任を負うものとします。これらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードによりハウジングサービスに関連する専用ホームページが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意することとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 4 当社は管理者用アカウント及びパスワードの電話による問合せに関しては、問合せた者が契約者本人の場合であっても、電話による回答はしないものとします。契約者は、緊急の場合も含め、即時の回答ができないことを承諾するものとします。再発行等に関する手続き方法については当社が別に定めるものとします。
- 5 管理者用アカウントで発行した利用者用アカウントについては契約者にて管理するものとし、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により、当社が提供した利用者用アカウント及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、ハウジングサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰する過失等によりその提供をしなかったときは、契約者が当社に当該ハウジングサービスの対価として支払うべき当月分の料金を限度額として損害賠償に応じるものとします。

(免責)

第43条 当社は、ハウジングサービスの提供をしなかったことにより契約者が被った損害については、前条(責任の制限)で定める損害賠償の範囲の他は、原因如何を問わず一切責任を負わないものとします。

- 2 ハウジングサービスの使用により、契約者が他の契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第8章 雑則

(守秘義務)

第44条 契約者及び当社は、ハウジングサービス契約に関し知り得た相手方の技術上、営業上又はその他の業務上の機密事項を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知又は公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知又は公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合
- (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
- (7) 契約者に対して、ハウジングサービス契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) ハウジングサービス契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、データセンターの運営上必要があると当社が判断した場合

(第三者への委託)

第45条 契約者は、当社がハウジングサービスを提供するにあたり必要となる業務の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(個人情報の利用)

第46条 当社は、契約者及び利用者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の利用規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者及び利用者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(知的財産権の帰属)

第47条 ハウジングサービス契約に基づき契約者に提供される各種情報については、その著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び著作権法人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に付随し、次の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものと

します。

- (1) ハウジングサービスの利用目的以外に使用すること
- (2) 複製・改変等を行うこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、当社の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示すること
- (4) 当社又は当社が指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること

(言語)

第48条 利用規約及び当社が別に定める仕様書などは、日本語により作成し、他の言語によるいかなる翻訳および解釈も契約者及び当社を拘束しないものとします。

(準拠法)

第49条 この利用規約は、日本国の諸法令及び諸規則に準拠し、日本国の諸法令及び諸規則に基づいて解釈されるものとします。

(専属管轄裁判所)

第50条 契約者と当社との間でハウジングサービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その債権額に応じて広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(協議事項)

第51条 この利用規約に定めのない事項又はハウジングサービス契約の履行に疑義が生じた事項については、契約者と当社は誠意をもって円満にその解決にあたるものとします。

第9章 反社会的勢力の排除

(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)

第52条 契約者は、当社に対し、次の各号に定める事項を確約するものとします。

- (1) 契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」とします。)に該当しないこと。
- (2) 契約者の役員(実質的に経営権を有する者、取締役、執行役またはこれらに準じる者)または株主(出資者または経営に影響を与えるその他の者)は、反社会的勢力に属さないこと。
- (3) 契約者は、反社会的勢力に自己の名義を利用して、当社と契約を締結するものではないこと。
- (4) 契約者は、当社が前項の該当性を判断するために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出するものとする。
- (5) 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ・ 当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ・ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害する行為、または信用を毀損する行為。
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(確約に反する場合の契約の解除等)

第53条 当社は、契約者が第52条(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。

- 2 当社が前項の規定により契約を解除した場合、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないこととします。

第10章 再生可能エネルギーオプションに関する特則

(再生可能エネルギーオプションの位置付け)

第54条 再生可能エネルギーオプションは、ハウジングサービスに付随するサービスとして提供されるものとし、ハウジングサービス契約の成立および存続を前提として効力を有します。

- 2 ハウジングサービス契約が解除その他の理由により終了した場合、再生可能エネルギーオプション契約も当然に終了するものとします。

(利用期間等)

第55条 再生可能エネルギーオプション契約の利用期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(以下、「契約年度」といいます。)とします。再生可能エネルギーオプション契約の申し込みをしようとする者は、契約年度の初日の3ヶ月前までに契約申込書を当社に提出していただきます。

- 2 契約者が再生可能エネルギーオプションを次年度も利用することを希望する場合は、第1項と同一の手続により、契約年度ごとに再生可能エネルギーオプション契約を締結するものとします。
- 3 当社は、電力の調達状況その他の事由により、次の契約年度以降の再生可能エネルギーオプション契約の締結を保証するものではありません。

(料金)

第56条 再生可能エネルギーオプションの料金は、契約年度ごとに個別に算定し、決定するものとします。

- 2 再生可能エネルギーオプションの料金の計算方法は、第23条(料金の計算方法)に準じるものとします。ただし、第23条第2項柱書の「料金表に定める料金等のうち」は、「第56条第1項により決定した料金のうち」と読み替えるものとします。

(契約者からの解約)

第57条 再生可能エネルギーオプション契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の1ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知いただきます。

(契約年度内の解約)

第58条 契約者は、契約年度内に再生可能エネルギーオプションが付帯されたハウジングサービス契約または再生可能エネルギーオプション契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、解約日から契約年度の末日である3月31日までの再生可能エネルギーオプションの料金の相当する額を支払っていただきます。

(容量変更の制限)

第59条 再生可能エネルギーオプションにおいて設定された電源容量は、契約年度内において変更できないものとします。

2 ハウジングサービス契約において電源容量の変更が行われた場合であっても、前項と同様とします。

(その他の提供条件)

第60条 再生可能エネルギーオプション契約において、第10章の条項と、第1章から9章までの条項との間に矛盾が生じる場合は第10章の条項が優先して適用されることとします。

2 再生可能エネルギーオプション契約に関するその他の提供条件については、別に定める仕様書などに定めるところによります。

料金表

第1表 料金

料金 1
適用

区分	内容																		
(1)ラック等設備利用に係る料金の適用	当社はハウジングサービスを提供するにあたり、1のラック設備及び1のラックスペースに1のハウジング利用料を適用します。																		
(2)電源設備利用等に係る料金の適用	当社は、次表に定める契約電源種別の区分に応じ、1のラック及び1のラックスペースにつき1の電源設備利用及び電気利用料を適用します。 ア 電源設備の電源容量は次表のとおり電源種別にしたが、1回路ごとに適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電源種別</th><th>電源容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100V10A</td><td>1kVA</td></tr> <tr> <td>100V20A</td><td>2kVA</td></tr> <tr> <td>200V5A</td><td>1kVA</td></tr> <tr> <td>200V10A</td><td>2kVA</td></tr> <tr> <td>200V15A</td><td>3kVA</td></tr> <tr> <td>200V20A</td><td>4kVA</td></tr> <tr> <td>200V25A</td><td>5kVA</td></tr> <tr> <td>200V30A</td><td>6kVA</td></tr> </tbody> </table> イ 契約電源容量は1のラック設備及び1のラックスペースに設置するアの電源設備の電源容量の総和とします ウ 当社はラック契約電源容量が 1kVA～20kVA のものに限り提供します。 ただしラック契約電源容量が 8kVA 以上のものの提供は当社電源設備状況により提供できないことがあります。 エ 契約者が使用できる電力は契約電源容量の80%までとします。80%を超えて利用した場合、第18条(利用停止)の規定により、ハウジングサービスの提供を停止いたします。	電源種別	電源容量	100V10A	1kVA	100V20A	2kVA	200V5A	1kVA	200V10A	2kVA	200V15A	3kVA	200V20A	4kVA	200V25A	5kVA	200V30A	6kVA
電源種別	電源容量																		
100V10A	1kVA																		
100V20A	2kVA																		
200V5A	1kVA																		
200V10A	2kVA																		
200V15A	3kVA																		
200V20A	4kVA																		
200V25A	5kVA																		
200V30A	6kVA																		
(3)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア ハウジングサービスには最低利用期間があります。 イ 契約者は、最低利用期間内にハウジングサービス契約の解除があった場合は、第20条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず、残余の期間に対応するハウジング利用料、電源設備利用料を一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に契約電源容量、電源設備利用料の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額																		

	を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ ウの場合に、契約電源容量の変更と同時に同データセンター内においてハウジングサービスの新設等を行う時の残額の算定は、同時に行う新設等の料金を合算して行います。																
(4)付帯設備に係る料金の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合に次表のとおり付帯設備を提供します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルラック(100V 用)コンセントバー(24 口)</td><td>1 本</td></tr> <tr> <td>ハーフラック(100V 用)コンセントバー(9 口)</td><td>1 本</td></tr> <tr> <td>クォーターラック /ワンエイ斯拉ック (100V 用)コンセントタップ(6 口)</td><td>1 本</td></tr> <tr> <td>(100V/200V 用)コンセント BOX(1 口)</td><td>1 個</td></tr> <tr> <td>フルラック 棚板</td><td>1 枚</td></tr> <tr> <td>ハーフラック 棚板</td><td>1 枚</td></tr> <tr> <td>ケージナット</td><td>50 個</td></tr> </tbody> </table> イ 当社が別に定める数を超えて付帯設備の提供はできません。 ウ 付帯設備はハウジングサービスの解約時に返却いただくものとします。 エ その他提供条件については別に定める仕様書などに定めるものとします。	内容	単位	フルラック(100V 用)コンセントバー(24 口)	1 本	ハーフラック(100V 用)コンセントバー(9 口)	1 本	クォーターラック /ワンエイ斯拉ック (100V 用)コンセントタップ(6 口)	1 本	(100V/200V 用)コンセント BOX(1 口)	1 個	フルラック 棚板	1 枚	ハーフラック 棚板	1 枚	ケージナット	50 個
内容	単位																
フルラック(100V 用)コンセントバー(24 口)	1 本																
ハーフラック(100V 用)コンセントバー(9 口)	1 本																
クォーターラック /ワンエイ斯拉ック (100V 用)コンセントタップ(6 口)	1 本																
(100V/200V 用)コンセント BOX(1 口)	1 個																
フルラック 棚板	1 枚																
ハーフラック 棚板	1 枚																
ケージナット	50 個																
(5)データセンター施設利用に係る料金の適用	ア 当社は、契約者から請求があった場合に、データセンター施設を提供します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品棚利用料</td><td>1の設備ごとに月額</td></tr> <tr> <td>レンタルルーム利用料</td><td>1の設備ごとに日額</td></tr> </tbody> </table> イ その他提供条件については別に定める仕様書などに定めるものとします。	区分	単位	備品棚利用料	1の設備ごとに月額	レンタルルーム利用料	1の設備ごとに日額										
区分	単位																
備品棚利用料	1の設備ごとに月額																
レンタルルーム利用料	1の設備ごとに日額																

2 料金額

当社が別途契約者に示す額

第2表 工事および手続きに関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第 21 条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区分	内容
(1)電源容量変更工事費の適用	ア 当社は、契約者の申請に基づき、電源設備の電源容量を変更した場合、電源容量変更工事費を適用します。 イ 詳細仕様は契約者と当社が別途協議の上定めるものとします。
(2)電源設備特殊工事費	ア 当社は、契約者の申請に基づき、別表1(設備仕様)に定められたコネクタ形状以外を利用する場合、電源設備特殊工事費を適用します。 イ 詳細仕様は契約者と当社が別途協議の上定めるものとします。

2 工事費の額

当社が別途契約者に示す額

第2 手続きに関する費用

1 適用

手続きに関する費用の適用については、第 22 条(手続きに関する費用の支払い義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区分	内容
入館証再発行に係る費用の適用	すでに発行済みの入館証を再発行した際に適用します。

2 手続きに関する費用の額

当社が別途契約者に示す額

別 表

別表1 設備仕様

下記以外の仕様については、別に定める仕様書などに定めるところによります。

1. データセンターの設備

広島データセンターの設備は次のとおりです。

項目	仕様
空調	床下吹出方式，キャッピング方式(コールドアイル) ただし，持込ラックでキャッピングを設置できない場合を除く
運用体制	24 時間 365 日有人対応
セキュリティ	手のひら静脈生体認証／非接触 IC カード／有人による本人確認 ／カメラ監視／フラッパーゲート
受電方式	22kV 本線・予備線 2 系統受電
非常用自家発電装置	n+1 ガスタービン式発電装置
無停電電源装置	n+1 冗長構成

2. ハウジング仕様

ハウジング仕様は次のとおりです。

ハウジングサービスの種類	ラック	ラックスペース
ラックサイズ	EIA規格 19 インチラック ・フルラック ・ハーフラック ・クォーターラック ・ワンエイスラック	—
棚板	・フルラック：1枚 ・ハーフラック:1 枚	
電源種別	[電圧]単相 AC100V/単相 200V [容量]AC100V 選択時:20A [容量]AC200V 選択時:30A	
コネクタ形状	100V コンセントバー NEMA5-15(R) フルラック：24 個口 ハーフラック：9 個口 100Vコンセントタップ NEMA5-15(R) クォーターラック：6 個口 ワンエイスラック：6 個口 200V コンセント BOX NEMAL6-30(R) 1 個口	

ラック積載可能荷重	フルラック :1,000kg ハーフラック: 500kg クォーターラック: 250kg ワンエイスラック : 120kg	—
床荷重	1,500kg/㎡	

3. 責任分界点

責任分界点は、当社がラックを提供した場合は、当社が提供するラック筐体及びコンセントボックスと契約者が用意する対象設備との接続点とします。契約者がラック設備を持ち込んだ場合は、契約者のラック設備等と建造物との接続点となります。

なお、当社がコンセントバーを提供した場合は、契約者が持ち込んだ設備とコンセントバーとの接続点とします。

4. 電源設備に関する技術的条件

当社が提供する電源設備に関する技術的条件は下記のとおりです。

電圧	電流	コンセント形状
100V(単相)	10A	NEMA5-15(R)
100V(単相)	20A	NEMA5-15(R)
200V(単相)	5A	NEMAL6-30(R)
200V(単相)	10A	NEMAL6-30(R)
200V(単相)	15A	NEMAL6-30(R)
200V(単相)	20A	NEMAL6-30(R)
200V(単相)	25A	NEMAL6-30(R)
200V(単相)	30A	NEMAL6-30(R)

附 則

附則

(実施期日)

- 1 この規約は, 2016 年 12 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2017 年 5 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2020 年 4 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2023年7月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は 2026 年 10 月 1 日より実施します。

(サービス名称の変更)

- 2 当社は、2026 年 10 月 1 日をもって「EneWings 広島データセンター」の名称を「広島データセンター」に変更します。
- 3 前項 2 における変更は、本サービスの提供条件その他契約内容に影響を及ぼすものではなく、変更前に締結された契約における従前のサービス名称の記載を、変更後の名称に読み替えるものとします。